

尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市公共調達基本条例（平成28年尼崎市条例第54号。以下「公共調達基本条例」という。）第25条並びに尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号。以下「規則」という。）第2条、第20条及び第60条の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者（規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に記載されている者をいい、尼崎市建設工事共同企業体取扱要綱（平成14年4月1日施行）に規定する共同企業体を含む。以下「有資格者」という。）に対する入札参加停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 入札参加停止 一定の要件に該当するため、建設工事、調査委託、事務委託、製造の請負、物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約を受注させるにふさわしくない有資格者について、市長が、一定の期間、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名の対象外とする措置をいう。
- (2) 指名 規則第20条第1項の規定による指名をいう。
- (3) 市発注 尼崎市市長又は尼崎市公営企業管理者による建設工事等の発注をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、有資格者が、別表第1又は別表第2に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当する場合は、各別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について入札参加停止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札参加停止に係る有資格者に対し、現に一般競争入札参加資格を有することの確認しているときはその確認を、現に指名競争入札における指名をしているときはその指名を取り消すものとする。
- 3 第1項の場合において、当該入札参加停止に係る有資格者が、一般競争入札又は指名競争入札に係る落札決定を受けた場合であって、当該落札決定に係る契約を締結していないときは、当該契約の締結を行わないものとする。
- 4 市長は、建設工事等の契約のため、指名競争入札における指名を行うに際し、第1項の入札参加停止を受けている有資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間と同期間の入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、各別表に定めるところにより期間を定め、入札参加停止を行

うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第5条 有資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して3年を限度とする。

(1) 入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該入札参加停止に係る措置要件を掲げる別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき ((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第2・1の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該入札参加停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2・2又は3の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、有資格者について入札参加停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を入札参加停止の期間とすることができる。

4 市長は、有資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表第1、別表第2、第1項及び第2項各号の規定により定めた入札参加停止の期間を2倍にして得た期間を入札参加停止の期間とすることができる。ただし、通算して3年を限度とする。

5 市長は、入札参加停止の決定を行った有資格者について、当該入札参加停止の決定後、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1、別表第2、前各項に定める期間の範囲内で、入札参加停止の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加停止期間中の有資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第6条 市長は、別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格者又はその使用人（以下「有資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合（第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。）の入札参加停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た

場合で、有資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2・2(1)に該当したとき 当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間

- (2) 別表第2・2に該当する有資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間
- (3) 別表第2・2に該当する有資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2・2に該当する有資格者等に悪質な事由があるとき（前各号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める入札参加停止期間に1月を加算して得た期間
- (5) 職員が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2・3に該当する有資格者等に悪質な事由があるとき 当該措置要件に定める入札参加停止期間に1月を加算して得た期間

- 2 市長は、別表第2・2に該当する有資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める入札参加停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を入札参加停止の期間とすることができる。

(入札参加停止等の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により入札参加停止を行い、第5条第5項、前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、入札参加停止通知書、入札参加停止変更通知書又は入札参加停止解除通知書によりその旨を当該有資格者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、入札参加停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格者が建設工事等を下請することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第10条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(公表)

第11条 第3条第1項及び第4条の規定により、入札参加停止を行ったときは、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、別表第2・8(2)の措置要件に該当したことを理由とする入札参加停止を行った場合は、この限りでない。

- (1) 有資格者の商号又は名称及び所在地
- (2) 入札参加停止の期間、根拠、理由及び事実の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 第5条第5項、第6条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により入札参加停止を解除したときも、また同様とする。

(運用項目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 尼崎市指名停止基準（平成6年8月1日実施。以下「旧基準」という。）は、廃止する。

(旧基準に関する経過措置)

3 要綱の施行前に旧基準に基づいてなされた指名停止は、この要綱に基づく入札参加停止とみなす。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

付 則

第1条 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

第2条 令和2年12月25日施行の改正独占禁止法施行日前に独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令があった場合においては、第6条第3号の規定のうち、「独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき」は、「令和2年12月25日改正前の独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき」と読み替えて適用する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	入札参加停止期間
(虚偽記載) 1 市発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月
(過失による粗雑工事等) 2 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月
3 市発注以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月
(契約違反) 4 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1) 2か月以上の履行遅滞があったとき。 (2) 1か月以上2か月未満の履行遅滞があったとき。 (3) 1か月未満の履行遅滞があったとき。 (4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良 イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良 (5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	当該認定をした日から 3か月 2か月 1か月 3か月 1か月 1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他の重大な影響を及ぼす事故を生じさ	当該認定をした日から 6か月 3か月 6か月

せたとき。	
6 市発注以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他の重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	当該認定をした日から 3 か月 2 か月 3 か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために当該建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者 ^(注1) を生じさせたとき。	当該認定をした日から 2 か月 1 か月
8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために当該建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月
(その他) 9 別表第1の1から8までに掲げる場合のほか、次に該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 有資格者等が、市発注の建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 (2) 市発注建設工事の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	当該認定をした日から 1 か月 3 か月以上

(注1) 重傷者とは、傷病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	入札参加停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の職員</p> <p>(2) 県内の他の公共機関^(注2)の職員</p> <p>(3) 県外の他の公共機関^(注2)の職員</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>2 4 か月</p> <p>1 8 か月</p> <p>1 2 か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 有資格者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次に該当したために建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>ア市発注の建設工事等</p> <p>イ県内の一般建設工事等</p> <p>ウ県外の一般建設工事等</p> <p>(2) 有資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>ア市発注の建設工事等</p> <p>イ県内の一般建設工事等</p> <p>ウ県外の一般建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月</p> <p>8 か月</p> <p>4 か月</p> <p>1 8 か月</p> <p>1 2 か月</p> <p>6 か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 有資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。</p> <p>(1) 市発注の建設工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。</p> <p>(2) 県内の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は書類送検を知った日から2 4 か月</p> <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から1 8 か月</p> <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から1 2 か月</p>
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>4 業務に関し、有資格者等が、補助金等^(注3)の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等(補助事業等^(注4)又は間接補助事業等^(注5))に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p>

<p>により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の事業等</p> <p>(2) 兵庫県及び兵庫県内の市町の事業等</p> <p>(3) 兵庫県以外の都道府県及び当該都道府県内の市町村の事業等</p>	<p>1 2 か月</p> <p>9 か月</p> <p>6 か月</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>5 警察の確認、通報等により、次に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として有資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。</p> <p>(2) 有資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者^(注6)として使用し、又代理人として選任していること。</p> <p>(3) 有資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者^(注6)（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。</p> <p>(4) 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。</p> <p>(5) 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>3 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったことが明らかになるまで</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、次に該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格者等が、次の建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等</p> <p>イ 県内の一般建設工事等</p> <p>ウ 近畿内の一般建設工事等</p> <p>エ 近畿外の一般建設工事等</p> <p>(2) 有資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第 28 条及び第 29 条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 か月</p> <p>8 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>6 か月</p>

<p>イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等</p> <p>(3) 有資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等</p>	<p>5 か月 3 か月 3 か月 2 か月 1 か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 有資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したために、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、有資格者（個人に限る。）又は有資格者の役員その他相当の責任の地位にある者^(注6)が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等</p> <p>(2) 業務に関し、(1)に規定する者以外の有資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等</p> <p>(3) 業務に関し、有資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 業務に関し、有資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(5) 別表第 1 並びに別表第 2 の 1 から 6 まで及び 7 の(1) から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、有資格者等が次の建設工事等において、業務関連法令^(注7)に重大な違反^(注8)をしたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 か月 8 か月 6 か月 5 か月 3 か月 2 か月 3 か月 2 か月</p>
<p>(その他)</p> <p>8 別表第 1 及び別表第 2 の 1 から 7 までに掲げる場合のほか、有資格者等が次に該当したため、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格者又はその役員が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 か月</p>

<p>禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が金融機関から取引停止となったとき又は自己破産申立て、会社更生手続開始申立て、民事再生手続開始申立て、特別清算開始申立てその他経営状態が窮境にあると客観的に認めれるとき。</p> <p>(3) 落札者（随意契約の場合は、契約の相手方となるべき者）又は契約の相手方が正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき、契約を履行しなかったとき又は納付すべき契約不適合保証金を納付しなかったとき。</p> <p>(4) 市発注工事について工事成績が不良なとき^(注9)。</p> <p>(5) 尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱(平成 23 年 8 月 1 日実施)第 4 条第 1 項に規定する不当行為者に認定された場合であって、市長が尼崎市入札参加者審査会の議決を経て入札参加停止が必要と認めたとき。</p> <p>(6) 有資格者が公共調達基本条例（平成 28 年尼崎市条例第 54 号）第 16 条の規定により公表されたとき。</p> <p>(7) その他市長が尼崎市入札参加者審査会の議決を経て入札参加停止が必要と認めたとき^(注10)。</p>	<p>経営が再建したと認められるまで</p> <p>6 か月</p> <p>6 か月 2 4 か月以内</p> <p>公表が終了するまで</p> <p>2 4 か月以内</p>
---	--

(注 2) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(注 3) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定されるもの又は地方自治法第 232 条の 2 に基づく現金的給付をいう。

(注 4) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。

(注 5) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注 6) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注 7) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表 2・7(5)による入札参加停止の対象ではない。

① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令

③ 建築基準法等の建築関係法令

④ 刑法、道路交通法その他業務に関連する法令

(注 8) 重大な違反とは、監督官庁により処分を受けた場合等をいう。

(注 9) 工事成績が不良なときとは、工事成績評定において総合評価 E（工事成績評定点が 54 点以下）のときをいう。

(注 10) 「その他市長が尼崎市入札参加者審査会の議決を経て入札参加停止が必要と認めたとき」とは、次の場合をいう。

- ① 別表第1又は別表第2(8(7)を除く。)に掲げる措置要件に該当しない場合であるが、市長が尼崎市入札参加者審査会の議決を経て入札参加停止が必要であると認めたとき。
- ② 別表第1又は別表第2(8(7)を除く。)に掲げる措置要件に該当する場合であっても、当該事案の内容に照らし、その入札参加停止期間が軽微であると判断される場合であって、市長が尼崎市入札参加者審査会の議決を経て当該入札参加停止期間以上の入札参加停止の措置を講じる必要があると認めたとき。